

1 箇月単位の変形労働時間制に関する協定届（様式第3号の2）

1 必要なとき

1 箇月単位の変形労働時間制は、1 箇月以内の一定期間を平均して1 週当たりの労働時間が法定労働時間（40 時間、ただし、特例措置事業場は44 時間）を超えない定めをした場合に、当該変形期間において1 日及び1 週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。（労働基準法第32 条の2、労基則第12 の2 の2）。「1 箇月単位の変形労働時間制に関する協定届」は、労使協定により導入するとき届出が必要となります。

2 1 箇月単位の変形労働時間制の要件

- (1) 労使協定又は就業規則その他これに準じるもので定めること。
- (2) 労使協定による場合は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、ない場合には労働者の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、「1 箇月単位の変形労働時間制に関する協定届」により所轄労働基準監督署長に届け出ること。
- (3) 常時使用する労働者が10 人以上の事業場が就業規則を変更して導入するときは、就業規則変更届を所轄労働基準監督署長に届け出ること。常時使用する労働者が10 人未満の事業場については、就業規則に準じる文書で定めをして、労働者に周知すること。
- (4) 就業規則又は労使協定には、次の事項を定めていること。

<就業規則又は労使協定で定めるべき事項>

- ① 変形期間と変形期間の起算日
- ② 対象労働者の範囲
- ③ 変形期間中の各日・各週の労働時間及び始業・就業の時刻
- ④ 協定の有効期間

* 変形期間の所定労働時間の総枠は、法定労働時間の範囲で定めます。

<1 箇月の法定労働時間の総枠（ ）内は特例措置事業場>

40 時間（特例措置対象事業場：44 時間）×変形期間の暦日数（1 箇月以内）÷7 日（1 週間）

1 箇月の暦日数	労働時間の総枠
31 日	177.1 時間（194.8 時間）
30 日	171.4 時間（188.5 時間）
29 日	165.7 時間（182.2 時間）
28 日	160.0 時間（176.0 時間）

3 提出期限、提出先

1 箇月単位の変形労働時間制に係る労使協定を締結したとき、あらかじめ所轄労働基準監督署長に提出

4 記載上のポイント

- ① 変形期間は1 箇月以内であれば任意の期間を設定することができます。
- ② 変形期間中の各日・各週の労働時間が書ききれない場合は別紙に記載します。

5 留意事項

1 箇月単位の変形労働時間制は、原則として年少者には適用できません。また、妊産婦が請求した場合は適用させることはできません。育児又は介護を行う者等特別に配慮を要する者については、当該労働者が必要な時間を確保できるような配慮が必要です。